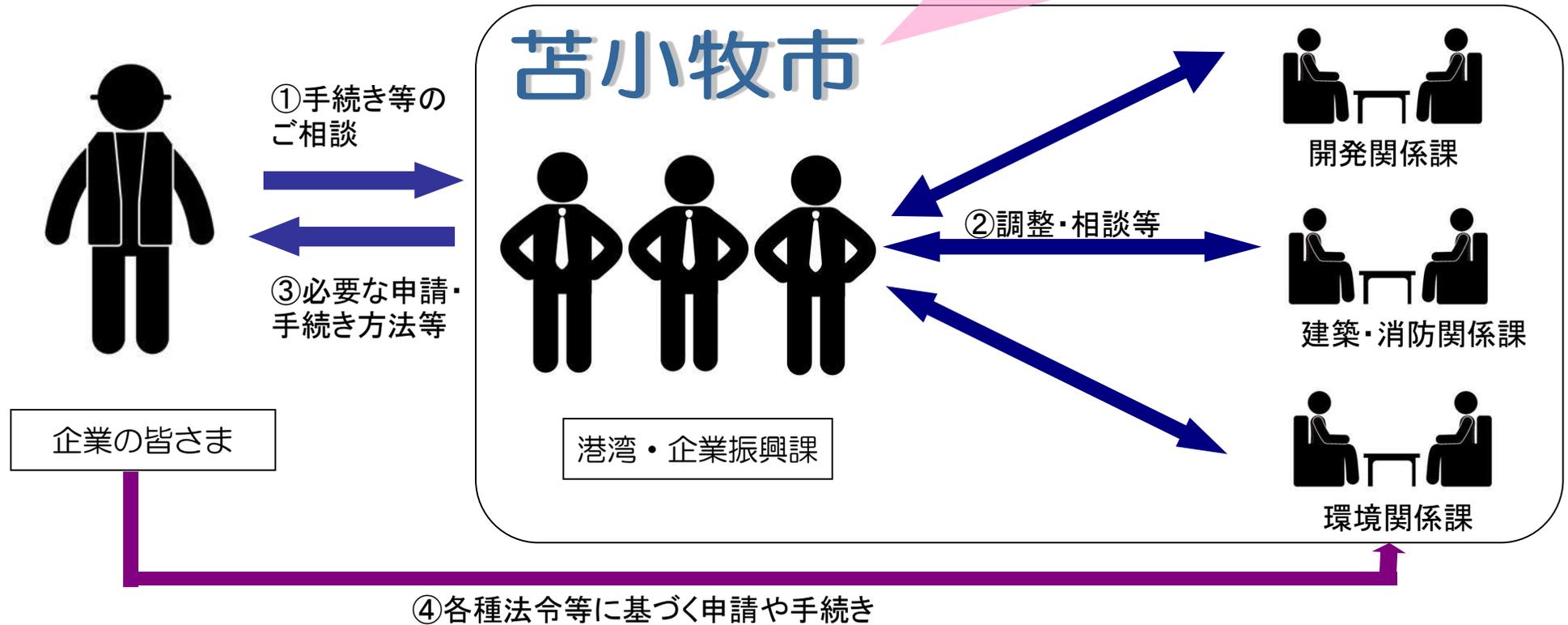


企業立地に係るハンドブック

ワンストップサービス
で、企業の皆さまを支援いたします。



問い合わせ先

苫小牧市産業経済部企業政策室港湾・企業振興課
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
URL <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp>
TEL 0144-32-6438 FAX 0144-34-7110

新たな投資に関する手続き・優遇措置・その他の困りごと……どのような相談でもお気軽にご相談ください。



目次

苫小牧市企業立地に係る主な手続き（法令編）

◆土地関連	国土利用計画法	1
	公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）	1
◆開発関連	都市計画法	2
	宅地造成等規制法	2
	森林法	2
	農地法	3
	農振法（農業振興地域の整備に関する法律）	3
	都市計画法第53条申請	3
	砂防法	3
	地すべり防止法	4
	急傾斜地崩壊防止法	4
	自然公園法	4
	北海道自然環境等保全条例	5
◆文化財保護関連	文化財保護法	5
◆建築関連	建築基準法	6
	建設リサイクル法	6
	建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）	6
	景観法	6
◆消防関連	消防法	6
◆環境関連	環境影響評価制度〈環境影響評価法〉	7
	環境影響評価制度〈北海道環境影響評価条例〉	7
	大気汚染防止法	7
	ダイオキシン類対策特別措置法	8
	水質汚濁防止法	8
	北海道公害防止条例	8
	苫小牧市公害防止条例	8
	騒音規制法	8
	振動規制法	9
	土壤汚染対策法	9
	悪臭防止法	9
	公害防止協定	9
	苫小牧市企業立地審議会条例	9
◆その他	工場立地法	10
	港湾法	10
	河川法	10
	海岸法	11
	航空法	11
	鳥獣保護法	11
	水源保全	11
	道路法	11

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
土地	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買を行った場合、届出が必要 (賃貸借でも一時金や権利金の発生がある場合は対象) ※一方が公的機関である場合は不要	①市街化区域 2,000㎡以上 ②①を除く都市計画区域5,000㎡以上 ③都市計画区域外 10,000㎡以上	苫小牧市 都市建設部 開発管理課 0144-32-6464	契約日を含めて14日以内	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/kaihat-su/tochitorihiki.html
	公拡法 (公有地の拡大の推進に関する法律)	土地の所有者が、一定面積以上の土地を有償譲渡(売買、交換等)しようとする場合、届出が必要	①200㎡以上で有償譲渡を行う場合 ・都市計画施設等の区域内に所在する土地 ・都市計画区域内のうち、道路、都市公園、河川等の予定地 ②土地の面積が5,000㎡以上で有償譲渡を行う場合 ・①以外の市街化区域内の土地	苫小牧市 財政部 管財課 0144-32-6225	(譲渡する者が届出) 譲渡前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jutaku/kokakuho.html

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	都市計画法	建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」を行う場合、開発許可が必要	①市街化区域1,000㎡以上 ②市街化調整区域の全地域 ※開発行為済み(区画整理事業等)の区域において、1,000㎡を超える敷地に建物を建築する場合、また、建築物の建替えに伴い付属の駐車場を舗装するような行為で、切盛を行う合計の高さが30cmに満たない場合は開発行為には該当しません	苫小牧市 都市建設部 開発管理課 0144-32-6464	着手前に許可が必要	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/kaihat-su/kaihatsukvoka.html
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内で宅地造成、駐車場、資材置場、土取り等を行う場合、許可が必要	○宅地造成工事規制区域 字樽前の一部、字錦岡の一部、のぞみ町の一部、はまなす町の一部、宮の森町の一部、字糸井の一部、桜坂町、有珠の沢町、松風町の一部、字高丘、清水町、泉町の一部、あけぼの町の一部、字植苗の一部、字美沢 ○対象となる行為 ①切土で高さが2mを超える崖(30度以上の斜面)を生ずる工事 ②盛土で高さが1mを超える崖(30度以上の斜面)を生ずる工事 ③切土と盛土を同時に行う時、盛土は1m以下でも切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずる工事 ④切土、盛土で生ずる崖の高さに関係なく宅地造成面積が500㎡を超える工事	苫小牧市 都市建設部 開発管理課 0144-32-6464	着手前に許可が必要	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/kaihat-su/takuchizosei.html
	森林法	森林法の対象となる森林の開発行為を行う場合、知事の許可が必要 ※この場合の開発行為とは、木の根まで抜いてしまう行為を指す。	地域森林計画の対象森林において、1haを超える面積を開発(伐根)する場合。 ※20haを超える場合は、別途協議 ※対象地域については、都度苫小牧市緑地公園課に確認	北海道 胆振総合振興局 産業振興部 林務課 森林保全係 0143-24-9807	着手前に許可が必要	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/rinkai.htm
		森林法の対象となる森林の伐採を行う場合、届出が必要 ※根は抜かず、森林の形態を残す場合	①地域森林計画の対象森林において、1ha以下の面積を開発(伐根する)する場合。 ②地域森林計画の対象森林において、伐採行為を行う場合 ※対象地域については、都度苫小牧市緑地公園課に確認	苫小牧市 都市建設部 緑地公園課 0144-32-6507	伐採する概ね2～3ヶ月前	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/sinrin/10-8seido.htm

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	農地法	農地を農地以外に転用する場合、許可が必要	①市街化区域内 ・農業委員会へ届出 ②市街化区域外 ・原則として農地が4haを超える場合は農林水産大臣へ申請 ・原則として農地が2ha超4ha以下の場合は都道府県知事へ申請 ・原則として農地が2ha以下の場合は苫小牧市農業委員会へ申請	苫小牧市 農業委員会 0144-32-6782	毎月10日迄 (月末に開催される総会にて審議)	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kankou/nosui/nogyoinkai/baibai/about.html
	農振法 (農業振興地域の整備に関する法律)	農用地区域内の土地を非農業的に利用する場合、協議が必要	①他に適当な土地がない場合 ②まとまって存在する農用地を分断しない等の要件に合致する場合	苫小牧市 農業委員会 0144-32-6782		
	都市計画法第53条申請	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築を行う場合、知事等の許可が必要	○対象地域 ①都市計画道路3・1・2美沢錦岡通のうち柏木町以西の部分 ②都市計画道路3・1・3臨海北通のうち、国道234号と重複する部分 ③都市計画道路3・2・7勇払沼ノ端通のうち、道道苫小牧環状線と重複する部分 ④区画整理(字勇払・字沼ノ端)の対象部分	苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課 0144-32-6054	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikeikaku/toshikeikaku/kenchikuseigen/53jo_shinsei.html
	砂防法	砂防指定地内での土地の掘削、砂防設備への工作物の設置、継続して砂防設備を占用する場合、知事の許可が必要	○砂防指定地域 樽前地区・別々川指定地内 ○対象となる行為 ①土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ②土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄 ③竹木の伐採(枝打ちを含む。) ④抜根又は芝草の採取 ⑤竹木の滑下又は地引きによる搬出 ⑥火入れ又はたき火 ⑦牛、馬その他の家畜の放牧又は係留 ⑧建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課 0143-24-9871 【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/sit/eitikanri.htm

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	地すべり防止法	地すべり防止区域内で開発行為を行う場合、知事の許可が必要	<p>○対象となる行為</p> <p>①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>③のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良</p> <p>⑤その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p>	<p>北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課 0143-24-9871</p> <p>【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171</p>	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/sit/eitikanri.htm
	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜区崩壊危険区域内で開発行為を行う場合、知事の許可が必要	<p>○対象となる行為</p> <p>①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</p> <p>②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>③のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>④立木竹の伐採</p> <p>⑤木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>⑥土石の採取又は集積</p> <p>⑦その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p>	<p>北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課 0143-24-9871</p> <p>【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171</p>	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/sit/eitikanri.htm
	自然公園法	国立、国定公園区域内における開発行為	<p>○対象地域 支笏洞爺国立公園区域内</p> <p>○対象となる行為 工作物の新築、改築、増築及び木竹の伐採 等</p>	<p>支笏洞爺国立公園管理事務所 0123-25-2350</p>	—	http://hokkaido.env.go.jp/nature/mat/m15.html

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区で開発行為を行う場合、市町村長に届け出が必要	<p>○環境緑地保護地区 糸井と植苗の一部 ○対象となる行為</p> <p>①建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ②宅地を造成、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ⑥木竹を伐採すること。</p>	苫小牧市 環境衛生部 環境生活課 自然保護係 0144-32-6331	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/s_hizenhogo/torikumi/taisaku.html
		1ヘクタール以上の土地の形質の変更を伴う「特定の開発行為」を行う場合、知事の許可が必要	<p>○特定の開発の対象となる行為</p> <p>①1ha以上の規模のスキー場、キャンプ場、乗馬場等の建設、資材置場又は工場用地の造成及び土石の採取 ②20ha未満の場合は胆振総合振興局、20ha以上の場合は北海道環境生活部の権限 ③適用除外： (1) 保安林等区域、砂防法指定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、海岸保全区域、河川区域、農用地区域で行う特定の開発行為 (2) 都市計画法、宅地造成等規制法、採石法、砂利採取法等の許可を受けもの及び都市計画法で除外している公益上必要な建物の建築目的で行う特定の開発行為 (3) 国、道、市町村及びその他規則で定める機構、公社等が行う特定の開発行為</p>	北海道 環境生活部 環境局環境政策課 011-204-5981 北海道 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 0143-24-9575	着手前に許可が必要	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ksk/tokkai/tokkai.htm
文化財保護	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地または隣接地、事業区域総面積が1ha以上の場合には埋蔵文化財保護のための事前協議が必要。 埋蔵文化財包蔵地で土木工事等の目的で発掘しようとする場合は届出が必要。	<p>○対象となる行為(例)</p> <p>①土地の掘削や盛土などの行為を伴う建造物工事 ②道路工事 ③宅地造成 ④農地や水路の整備工事 ⑤河川の改修工事 ⑥電気ケーブル等の地下埋設工事 ⑦ゴルフ場造成 ⑧鉱山開発などの土木工事 ※事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合及び計画区域総面積が1ha以上の場合⇒開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を苫小牧市美術博物館に照会の上、北海道教育委員会との協議が必要。 ※埋蔵文化財包蔵地で土木工事等のために発掘を行う場合⇒届出が必要。</p>	苫小牧市 美術博物館 (苫小牧市埋蔵文化財調査センター) 0144-35-2550 (事前協議先 北海道教育庁 生涯学習推進局文化財・博物館課 011-204-5750)	埋蔵文化財保護のための事前協議：事業計画策定段階 文化財保護法第93条届出：発掘に着手する日の60日前	https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/hakubutsukan/tokan/maizou.html http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/iizenkyousai.htm

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
建築	建築基準法	建築物等を新築、増改築等する場合には確認申請が必要。また、工事完了時には、完了検査申請が必要。	①建築物(防火・準防火地域以外で10㎡以内の増築等は除く) ②建築設備(エレベーター・エスカレーター等で建築物に設けるもの) ③工作物(煙突、鉄柱、広告塔、サイロ、擁壁等で一定規模以上のもの)	苫小牧市 都市建設部 建築指導課 0144-32-6522	着手前に確認済証の交付を受けることが必要	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/kakuninshinseinado/
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートのいずれかをを用いた建築物等に係る解体工事又はこれらを使用する新築工事等で、一定規模以上の建設工事については届出が必要	①建築物の解体: 80㎡以上 ②建築物の新築・増築: 500㎡ ③建築物の修繕・模様替(リフォーム等): 1億円 ④その他の工作物に関する工事(土工事等): 500万円	苫小牧市 都市建設部 建築指導課 0144-32-6522	着手の7日前	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html
	建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)	建築物の新築・増改築等を行う場合、省エネルギーの措置の届出が必要	①2,000㎡以上の建築物(省エネ基準適合義務・適合性判定義務) ⇒新築・増改築及び大規模修繕等を行う場合 ②300㎡以上の建築物(届出義務) ⇒新築・増改築を行う場合	苫小牧市 都市建設部 建築指導課 0144-32-6522	着手の21日前	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
	景観法	景観に影響を与えるおそれのある一定規模を超える建築物等設置する場合、届け出が必要	①建築物: 高さ13mを超えるものまたは2,000㎡を超えるもの ※都市計画法の用途地域により届出対象の基準が異なる場合があります。 ②開発行為: 開発行為の面積が10,000㎡を超えるものまたは法面・擁壁の高さが5mを超えるもの ③工作物: 高さ5m～15mを超えるもの ※物により高さの基準が異なる	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 建設行政室建設指導課 主査(まちづくり) 0143-24-9595	着手前	http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/ksd/okugai.htm
消防	消防法	建築物や指定可燃物及び危険物の設置に対し規制あり。設置について申請・許可が必要。	①建築物の設置 ②指定可燃物及び危険物を取り扱う場合	苫小牧市 消防本部 予防室 ①0144-84-5026(予防) ②0144-84-5034(危険物)	着手前に許可が必要	

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	環境影響評価制度 <環境影響評価法>	環境に影響を及ぼす可能性のある事業に対し、アセスメントを義務付けている。	○対象となる行為 ①道路・河川・鉄道・飛行場・発電所・廃棄物最終処分場・公有水面の埋立て及び干拓 ②土地区画整理事業・新住宅市街地開発事業・工業団地造成事業・新都市基盤整備事業・流通業務団地造成事業・宅地の造成の事業・港湾計画 ③上記事業のうち、第1種事業(必ず環境アセスメントを行う事業)の規模もしくは第2種事業(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)の規模に該当する場合	環境省 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 03-3581-3351(代表)	着手の数 年 ～数ヶ月前	http://www.env.go.jp/policy/assess/2system.html
	環境影響評価制度 <北海道環境影響評価条例>	環境影響評価法と同様、環境に影響を及ぼす可能性のある事業に対し、条例にてアセスメントを義務付けている。 ※法対象以下の規模や法対象に無い事業でも対象となる場合がある	○対象となる行為 ①道路・河川・鉄道・飛行場・発電所・廃棄物処理施設・公有水面の埋立て及び干拓 ②土地区画整理事業・新住宅市街地開発事業・工業団地造成事業・住宅団地造成事業・農用地造成事業・レクリエーション施設・複合事業 ③建築物その他の工作物の新設または増改築を目的として行われる50ha以上の一連の土地の形状の変更 ④上記事業のうち、第1種事業(必ず環境アセスメントを行う事業)の規模もしくは第2種事業(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)の規模に該当する場合	北海道 環境生活部 環境局環境政策課 011-204-5981	着手前に環境影響評価手続きの終了(3年程度)が必要	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kks/assesshp/assessindex.htm
	大気汚染防止法	ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設及び特定粉じん発生施設を設置する場合、届出が必要(事業場に設置される場合を除く)	○対象施設 ①ばい煙発生施設(ボイラー・廃棄物焼却炉、乾燥炉、ディーゼル機関等) ②揮発性有機化合物排出施設(塗装施設、乾燥施設、貯蔵タンク等) ③一般粉じん発生施設(鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機等) ④特定粉じん排出作業等(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物又は工作物の解体や改造等の作業)	北海道 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 0143-24-9575	①②は着手の60日前 ③は着手前 ④は作業開始の14日前	http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/iburikankyou/kankyouvushiki.htm

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の発生源となる施設を設置する場合、届出が必要	○対象施設 ①大気施設(製鋼用電気炉、アルミニウム合金製造施設、廃棄物焼却炉等) ②水質施設(パルプ製造用の塩素系漂白施設、廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設)	北海道 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 0143-24-9575	着手の60日前	http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/iburikankyoku/kankyouuvoushiki.htm
	水質汚濁防止法	特定施設、有害物質使用特定施設を設置して公共用水域(河川、湖沼、又は海域等)に排水を排出する場合、または地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む)を含む水を浸透させる場合、届出が必要	○対象施設 ①特定施設(汚水または廃液を排出する施設で政令で定めるもの) ②有害物質使用特定施設(有害物質を製造、使用または処理する特定施設)	北海道 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 0143-24-9575	着手の60日前	http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/iburikankyoku/kankyouuvoushiki.htm
	北海道公害防止条例	ばい煙、粉じん、騒音、振動、悪臭を発生する施設を設置する場合、届出が必要	○対象施設 ①ばい煙発生施設(アンモニアの製造施設・りん酸質肥料の製造用のガス洗浄施設等) ②粉じん発生施設(原材料置場・破碎機及び磨砕機等) ③騒音発生施設(圧延機械・機械プレス・空気圧縮機等) ④振動発生施設(液圧プレス・機械プレス・せん断機等) ⑤悪臭発生施設(飼料施設・し尿施設・パルプ用蒸解施設等)	苫小牧市 環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	着手の60日前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/hokkaidojoreitodokede.html
	苫小牧市公害防止条例	ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭を発生する施設を設置する場合、届出が必要	○対象施設 ①ばい煙発生施設(ボイラー) ②騒音発生施設(ディーゼルエンジン・ガソリンエンジン・ディーゼル発電機・冷凍機・丸のこ盤・帯のこ盤かな盤・グラインダー 原動機・せん断機・機械プレス・送風機・コンプレッサー) において、規則で定める基準を超えるもの	苫小牧市 環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	着手の30日前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/kougaioboshizvourei.html
	騒音規制法	騒音規制法に係る特定施設を設置する場合、届出が必要	○対象機械 金属加工機械・空気圧縮機及び送風機・土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機・織機・建設用資材製造機械・穀物用製粉機・木材加工機械・抄紙機・印刷機械・合成樹脂用射出成形機・鋳型造型機 等	苫小牧市 環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	着手の30日前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/souonshindotodokede.html

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	振動規制法	振動規制法に係る特定施設を設置する場合、届出が必要		苫小牧市 環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	着手の30日前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/souon_shindotodokede.html
	土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質を変更する場合は、土壌汚染状況の把握のため、届出が必要。また、規制対象区域から搬出する汚染土壌を処理する場合、汚染土壌処理業の許可業者への委託が義務づけられている	3,000㎡以上の土地の形質を伴う場合 ※以下のすべてに該当する場合は、届出対象外 ①形質変更の区域外へ土壌搬出せず ②形質の変更に伴い周辺への土壌の飛散・流出が生じない ③形質変更が深さ50センチ未満等	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 011-204-5193	着手の30日前	http://www.iburipref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/iburikankyou/kankyouvushiki.htm
	悪臭防止法	国有林を除く市内全域が悪臭防止法に基づく地域指定(A地域)となっており、物質濃度による規制を行っている	アンモニア・メチルメルカプタンなど22物質が特定悪臭物質として指定されている。届出の義務はないが、特定悪臭物質の濃度が規制基準に適合しない場合に、改善勧告・改善命令がなされる場合がある	苫小牧市 環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	届出の要なし	-
	公害防止協定	東部地域、西部地域、その他特に必要と認められる地域において、規定以上の排ガス等を排出する事業場を設置する場合、苫小牧市(必要に応じ北海道及び関係機関とも)と公害防止協定の締結が必要となる。	(苫小牧東部地域) ・2者(事業者と苫小牧市)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 5,000Nm ³ /時以上40,000Nm ³ /時未満又は 硫黄酸化物の総量が1Nm ³ /時以上10Nm ³ /時未満 水質関係:排出水の総量が200m ³ /日以上2,000m ³ /日未満 ・7者(事業者と北海道・苫小牧市・近隣市町)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 30,000Nm ³ /時以上又は 硫黄酸化物の総量が10Nm ³ 以上 水質関係:排出水の総量が2,000m ³ /日以上 (苫小牧西部地域) ・2者(事業者と苫小牧市)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 5,000Nm ³ /時以上40,000Nm ³ /時未満又は 硫黄酸化物の総量が1Nm ³ /時以上10Nm ³ /時未満 水質関係:排出水の総量が200m ³ /日以上2,000m ³ /日未満 ・3者(事業者・北海道・苫小牧市)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 40,000Nm ³ /時以上又は 硫黄酸化物の総量が10Nm ³ 以上 水質関係:排出水の総量が2,000m ³ /日以上	苫小牧市 環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	-	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/kougaboshi.html
	苫小牧市企業立地審議会条例	排ガス等の排出を伴う場合、環境対策についての審議を行う	①排ガス量 20万m ³ /時以上 ②冷却水量 15万m ³ /日以上 ③排水量 1万5千m ³ /日以上	苫小牧市 産業経済部 港湾・企業振興課 0144-32-6438	-	-

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
その他	工場立地法	特定の業種・規模の工場の新増設の場合、生産施設面積・緑地面積・環境施設面積に要件がある。届出が必要	①対象となる業種 ・製造業、電気供給業(水力・地熱・太陽光を除く)、ガス供給業、熱供給業 ②対象となる規模 ・敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 ※緑地面積(環境施設面積を含む)⇒25%以上 ※生産施設面積⇒30%～75%(業種により異なる)	苫小牧市 産業経済部 港湾・企業振興課 0144-32-6438	着手の90日前 ※短縮申請利用の場合 30日前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigyoritchi/horeitodokede/etsuzukijoho.html
	港湾法	■港湾法で定められた臨港地区に立地する場合、事前協議の上、許可が必要 ※さらに分区条例に基づく用途制限もあり ■港湾で水域又は公共空地を占用する、土砂を採取する、水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよを建設または改良する場合、事前協議の上、許可が必要	対象地域に建築物及び構築物を建設する場合 ○港湾法で定められた臨港地区 苫小牧港利用案内図の「一十」内の地域	苫小牧港管理組合 業務課管理係 0144-34-5694	—	—
	河川法	■河川法の対象区域にて、流水の占用、土地の占用、土砂の採取、工作物の設置、土地の掘削、盛土、竹木の流送、汚物の洗浄または土砂のたい積等を行う場合、協議の上、許可が必要 ■1日50㎡以上の汚水を河川に排出する場合には届出が必要	①申請が必要となる区域 河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、樹林帯区域など ②河川の管理者 ・一級河川:国土交通大臣(指定区間外区間) 111111 北海道知事(指定区間) ※苫小牧市内にはなし ・二級河川:北海道知事 ※市内に10河川 ・準用河川:市町村長 ※市内に5河川 ・普通河川:市町村長 ※市内に28河川	<二級河川> 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課 0143-24-9871 【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171 <準用河川・普通河川> 【各種協議】 苫小牧市 都市建設部 道路河川課 0144-32-6495 【各種申請】 苫小牧市 都市建設部 道路維持課 0144-32-6491	—	http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kengyou/u23dsn00000017vc.html

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
その他	海岸法	海岸法の対象区域にて、土石の採取・水面又は土地に施設等を建設・土地の掘削、盛土、切土等を行う場合、協議の上、許可が必要	①海岸保全区域内 (海外の種類 建設海岸、港湾海岸、農地海岸、漁港海岸) ②一般公共海岸区域内	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課 0143-24-9871 【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/kaigankanri.htm
	航空法	空港周辺の一定の空域について、高さ制限を設けているため、問合せが必要。	新千歳空港の周囲4,000㎡の範囲に建設物を設置する場合 ※ただし、メガソーラーの設置については、都度問合せ(空路上にあった場合、飛行機の運航に影響を及ぼす可能性があるため)	国土交通省 東京航空局 新千歳空港事務所 0123-23-4101	—	http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/02.html
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内にて、建築物その他の工作物の新築等、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合、環境大臣の許可が必要	○国指定ウトナイ湖鳥獣保護区	苫小牧自然保護官事務所 0144-58-2271	—	http://hokkaido.env.go.jp/procedure/pro_6.html
	水源保全	水源保護地域にて事業等を行う場合、事前協議の上、苫小牧市長と協定を締結する必要がある	○苫小牧市水源保護地域 錦多峰取水場近郊	苫小牧市 上下水道部 水道整備課 計画係 0144-32-6587	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurasahi/jogesuido/sokatsu/suido/keikaku/keikaku/shidovoko.html
	道路法	第23条 市道を利用する場合や占有する場合、許可が必要 第24条 市道の縁石を切り下げる場合、許可が必要	電柱・電話柱・共架電線・地下電線・変圧器・変圧等・公衆電話・広告塔・埋設管・日よけ・雨よけ・ベルトコンベア・駐車場・露店・看板・標識・工食用板囲・足場・仮設建築物・工食用車両等による市道占有 ※占有料が発生します	苫小牧市 都市建設部 道路維持課 0144-32-6489 苫小牧市 都市建設部 道路維持課 0144-32-6489	— —	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/dorokaishu/kyoninka.html http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/dorokaishu/kyoninka.html